

令和2年2月28日

各指定特定相談支援事業所 管理者様  
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長  
障がい支援課長  
運営指導課長

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る  
障がい者（児）の相談支援における臨時的な取扱い等について**

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標題について、今般、厚生労働省より別添の事務連絡が発出され、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、一時的に運営基準等を満たせない場合の取扱いが示されました。  
つきましては、臨時的な取扱いは次のとおりですので、ご確認のうえ対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

**1 計画相談支援及び障がい児相談支援の臨時的な取扱いについて**

サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、新型コロナウイルスの感染が確認された場合や、サービス利用者が感染のおそれから居宅等への訪問を拒否される場合については、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とします。また、サービス担当者会議について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される場合は、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。

なお、本取扱いは臨時的なものであり、まずはモニタリングやサービス担当者会議の実施時期を変更する等による対応を検討いただくとともに、本取扱いに基づく相談支援を行う場合は、モニタリング結果にあわせ、居宅等への訪問ができない具体的状況等を記録していただきますようお願いいたします。

**2 添付資料**

【厚生労働省事務連絡】「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」

**【お問い合わせ先】**

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-7999 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-8015 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608